

12月

定例会

VOL.3

いかた 議会だより

平成18年(2006年)2月20日

発行 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ㊟-0211(内線410)
㊟-2662(直通)

ふるさと百景



県下最大の潟湖「亀ヶ池」

今月の主な内容

12月定例会の動き	2P
主な決定事項	2P~3P
16年度決算認定される	4P
一般質問	5P~7P
議会日誌・第5回原発サミット開催	8P

12月定例会の動き

第3回定例会は、12月16日～22日開催

条例5件、補正予算11件、

契約8件、決算3件

その他3件、発議1件

(原案可決・認定)



主な決定事項

条例

伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定

二名津中学校を三崎中学校に統合することに伴い、この条例の一部を改正

伊方町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定

地方自治法の一部改正に伴い、指定管理者制度導入のため公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する必要な事項を定める必要があるため制定

伊方町精神障害者小規模作業所条例の全部を改正する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するため、既存の条例の全部を改正

伊方町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するため、既存の条例の全部を改正

伊方町下水道条例制定

環境基盤の整備及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道施設を設置し、必要な措置を定めるために制定

補正予算

平成17年度伊方町一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ4億6,805万円追加し
予算総額を142億6,313万5千円とする。

平成17年度伊方町国民健康保健特別会計補正予算(第2号)

事業勘定の歳入歳出それぞれ4,912万円追加し
予算総額を18億5,884万6千円とする。

直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ381万7千円減額し
予算総額を12億6,980万2千円とする。

平成17年度伊方町学校給食特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ10万7千円追加し
予算総額を5,138万6千円とする。

平成17年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ163万8千円追加し
予算の総額を1,661万円とする。

平成17年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ6,590万3千円追加し
予算の総額を11億1,154万6千円とする。

平成17年度伊方町介護サービス特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ288万3千円追加し
予算の総額を3,991万4千円とする。

平成17年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ383万8千円追加し
予算の総額を12億265万9千円とする。

平成17年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第2号)

決算

号)
歳入歳出それぞれ
18万5千円追加し
予算の総額を
2、850万2千円
とする。

平成17年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出それぞれ
9万6千円を減額し
予算の総額を
6、481万8千円
とする。

平成17年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)
風力発電費を
344万7千円減額し
予備費を
344万7千円増額し
予算の総額を
5、941万円
とする。

平成17年度伊方町水道事業会計補正予算(第2号)
水道事業収益に
239万4千円を追加し
収益の総額を
2億7、414万円とし
水道事業費用に
81万5千円を追加し
費用の総額を
3億8、243万円
とする。

平成16年度伊方町一般会計・特別会計歳入歳出決算
一般会計歳入総額
94億198万4千円
一般会計歳出総額
87億8、515万2千円
差引
6億1、683万2千円

特別会計(9会計)
合計歳入額
32億6、479万3千円
合計歳出額
30億5、068万8千円
差引
2億1、410万5千円

平成16年度瀬戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算
一般会計歳入総額
31億1、476万8千円
歳出総額
29億8、694万7千円
差引
1億2、782万1千円

特別会計(12会計)
合計歳入額
15億2、989万3千円
合計歳出額
14億9、003万5千円
差引
3、985万8千円

平成16年度三崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算

一般会計歳入総額
31億5、861万4千円
歳出総額
32億1、747万1千円
差引
△5、857万円

特別会計(7会計)
合計歳入額
22億591万2千円
合計歳出額
26億4、572万6千円
差引
△4億3、981万4千円

契約

16災国補第10号 三崎(串ツ子)漁港防波堤災害復旧工事請負契約の変更締結
変更前
1億1、691万8千円
変更後
1億1、493万6千円
(事業量変更による減額)

九丁漁港漁村再生交付金事業請負契約の変更締結
変更前
1億4、595万円
変更後
1億5、773万6千円
(事業量変更による増額)

塩成漁港整備交付金事業請負契約の変更締結
変更前
9、030万円
変更後

9、744万円
(事業量変更による増額)

四ツ浜(川之浜)漁港整備交付金事業請負契約の変更締結
変更前
1億920万円
変更後
1億1、697万円
(事業量変更による増額)

三崎(与修)漁港整備交付金事業請負契約の変更締結
変更前
6、195万円
変更後
6、678万円
(事業量変更による増額)

伊方港第1号 伊方港整備事業交付金物揚場(マインスト)・OM(II)築造工事請負契約の変更締結
変更前
1億4、070万円
変更後
1億4、773万5千円
(事業量変更による増額)

豊の浦漁港地域水産物供給基盤整備事業(分割の4)請負契約の締結
契約額
8、137万5千円
伊方建設有限会社

市国交道第30号の2 町道湊浦伊方越線地方道路交付金

事業舗装新設工事請負契約の締結
契約額
1億1、025万円
金亀建設株式会社

その他

愛媛地方税滞納整理機構の設立について
地方自治法の規定により、平成18年4月1日から、県内全市町において地方税の滞納処分に関する事務等を共同処理するため、規約を定め、愛媛地方税滞納整理機構を設立する。

二級河川の指定について
河川法第5条題4項の規定により知事から意見を求められたもの
水系名 三崎大川
河川名 鳥越川

町道路線の認定について
道路法第8条の規定に基づき認定
路線名 町道谷口ヒエ田線
重要経過地 湊浦

発議

新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策に関する意見書の提出

提出先
内閣総理大臣・農林水産大臣

16年度決算認定される！

監査委員による平成16年度の旧伊方・瀬戸・三崎の一般会計及び特別会計決算審査が、11月7日～11日にかけて実施され、更に、第3回定例会会期中の12月19日に全員協議会で審査した結果をふまえ、原案のとおり認定されました。

一般会計においては三崎町が赤字決算となり、特別会計においては、3町の30会計中、7会計が赤字決算となっていますが、これは、合併により、平成17年3月31日をもって打ち切り決算となり、通常の5月31日までの出納閉鎖期間がないことによるものです。

なお、赤字決算の場合、一時借入金の充当や、他会計からの繰替流用により処理しています。

単位：千円

会計別	区分	伊方町	瀬戸町	三崎町	3町合計
一般会計	歳入額	9,401,984	3,114,769	3,158,615	15,675,368
	歳出額	8,785,151	2,986,948	3,217,472	14,989,571
	差引額	616,833	127,821	△58,857	685,797
特別会計	歳入額	3,264,791	1,529,894	2,205,913	7,000,598
	歳出額	3,050,687	1,490,036	2,645,727	7,186,450
	差引額	214,104	39,858	△439,814	△185,852
計	歳入額	12,666,775	4,644,663	5,364,528	22,675,966
	歳出額	11,835,838	4,476,984	5,863,199	22,176,021
	差引額	830,937	167,679	△498,671	499,945



議員全員協議会による決算審査(12月19日)

監査委員による決算審査(11月7日～11日)



通告概要

■篠川長治議員

○つわぶき荘を運営する社会福祉法人の役員選任等について

○伊方町政治倫理条例の遵守について

○公共工事入札を現在の指名競争入札から制限付一般競争入札への改革について

■中村明和議員

○老人福祉対策について

○農業、漁業後継者対策について

■菊池隼人議員

○伊方町の今後の財政運営について

■清家慎太郎議員

○入札制度改善について

■梶田和美議員

○自動体外式除細動器(AED)の設置について

○伊方町全域の海岸に漂着しているゴミの焼却について



篠川長治議員

つわぶき荘を運営する

社会福祉法人の

役員選任等について

問 指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホームつわぶき荘と、その管理運営を行っている社会福祉法人・伊方社会福祉協会は、共に伊方町が設立したものである。ところが伊方町社会福祉協会の役員の

選任方法については、その定款等からも不透明である。

そこで、役員選任の透明化の観点から、評議員の2分の1位は一般住民からの公募にすべきであると思うが、考えを伺いたい。

答 社会福祉法人 伊方社会福祉法人つわぶき荘の役員を選任方法については、法人内部の問題であり、町が関与する立場ではないので、答弁は差し控えさせていただきます。(町長)

伊方町政治倫理条例の遵守について

問 伊方町政治倫理条例は、その目的で、町長等及び議員は町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して自己の利益を図る等のないよう必要事項を定めている。ところが、愛媛新聞は9月25日付で、伊方町長、対立候補を支援した業者「町工事入札から除外」と報じている。記事の中で、町長は「私の信頼関係のある人」とない人で、どうしてもそのような措置をとらなければならぬ。自分に反対した人は、反対した人なりにするのが「公平と思う」ともいっている。このように、町長は、「町工事

を自分の選挙支援者優遇に用いたことを明らかにしている。地位の利用による自己の利益を図ることのないよう制定した「伊方町政治倫理条例」及び「全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めた憲法第15条2項に反する。このことについて伺いたい。

答 伊方町政治倫理条例及び憲法第15条第2項に反するという、私の姿勢をいわれているが、工事を指名競争に付する場合においては、伊方町建設工事請負業者選定要綱に基づく指名業者選定審査委員会と審査をして公平に選定されており、地位利用や特定の業者を優遇する行為は一切していない。(町長)

公共工事入札を現在の指名競争入札から制限付一般競争入札への改革について

問 公共工事の入札を、制限付一般競争入札等に改革した先進自治体では、改革前の指名競争入札に比べて公共工事費用は10%～20%節約となっている。6月～9月31日現在伊方町が開示した公共工事入札請負総額は、概算15億5千9百万円となっている。

伊方町でも先進自治体に倣って、制限付一般競争入札方式に制度を改革すれば、前述の請負金額から1億5千6百万円～2億3千4百万円の費用が節約となる。そこで、次の事項について答弁を願いたい。

(1) 入札予定価格の事前公表
(2) 公共工事入札後の積算書又は見積書の開示
(3) 現在の指名競争入札の制限付一般競争入札への改革。

答 一番目の入札予定価格の事前公表については、予定価格を事前公表すると、予定価格が目安となって適正な競争が制限され、落札価格が高止まりになること。建設業者の見積努力を損なわせること。談合が一層容易に行わせる可能性がある。等に鑑み国においては、事前公表はしないこととしており、本町でも現段階では、国に準じ、入札前の予定価格の公表は考えていない。二番目の公共工事入札後の積算書又は見積書の開示については、先の定例会で答弁したとおりであり、省略する。三番目の指名競争入札から制限付一般競争入札への改革については、まず、指名競争入札については、工事の品質管理等信頼できる受注者の選定、入札及び契約や監督に係る事務の簡素化等の利点を有する

ことから本町では、この指名競争入札を採用している。

制限付一般競争入札は、入札参加資格に一定の制限(格付等級、業者総合評点、予定価格範囲等)を加え、当該参加資格を有する者による一般競争入札であるが、例えば、町内業者による制限付一般競争入札の場合は、指名競争入札とあまり変わらない。したがって、現段階では制限付一般競争入札の導入は考えていないが、今後業務執行体制の充実を図りながら検討していく。

(町長)

中村明和議員



老人福祉対策について

問 伊方町は、高齢化が急速に進んでいる。65歳以上は、4,695人で要介護認定者は764人となっており、現在の伊方町の福祉施設では十分な対応ができないのではないか。町長の考えを伺いたい。

答 介護保険法の一部改正により、新たに地域密着型サービスが創設される予定でありこれは、認知症高齢者や、独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、既存の社会資源を活用し、24時間安心して生活できる体制づくりを目指すものである。できるならば、民間活力等を利用してこれらの導入について検討するが、現時点では、その介護報酬等を含め、具体的な中身が不透明であり、今後、国・県の動向を見極めていきたいと考えているが、施設の新設、増設は、即、介護保険料の引き上げに繋がることになるため、現在策定中の第3期介護保険計画におけるサービス事業量及び介護保険料等々を総合的に勘案し検討する。

(町長)

農業・漁業後継者対策について

問 伊方町の将来を支える農業・漁業後継者を、町を挙げて育てなければならず、そのためには思い切った政策を打ち出さなければいけないと思うが、町長の考えを伺いたい。

答 本町の産業振興は、第一



農業活性化の拠点「伊方共選場」

次産業である農林漁業が最重要課題であると考えているが優秀な若者が町外へ流失、高齢化が特に進んでいる。県では愛媛県就農促進方針に即して就農計画の認定を行ない、認定を受けた者に対して重点的に就農の支援を行うことにしており、就農支援資金が無利子で融資される。

更に、就農支援資金を利用した青年は、農林漁業就業促進制度を利用することができこの制度は事業主体が市町であり、全額補助である。

また、漁業についても近代化資金制度で各種資金が利用でき、町では1%の利子補給を実施して、負担軽減を図っていることから、特に町単独の制度は、今のところ考えていない。

菊池隼人議員



伊方町の今後の財政運営について

問 現在、本町では、基幹産業である第1次産業が停滞しているが、今後の財政運営を考えた場合、伊方発電所と共生していくなかで、四国電力・国・県から協力を得ながら財源を確保していかねばならない。そこで、次の点について所信を伺いたい。
(1)法定外税の使用済核燃料税を導入する考えはないか。
(2)プルサーマル受け入れを許可した場合、どのようなメリットがあるか。
(3)使用済核燃料を一時保管す



四国電力伊方発電所

る中間貯蔵施設が必要になるのではないかといわれているが、四国電力から建設の要請があった場合、本町での建設をどのように考えているか。
(4)県では、核燃料税を10%課税しているが、本町への配分がない。県に対し原発立地町として核燃料税の配分を求めていく考えはないか。

答 一点目の使用済核燃料税については、平成14年9月に全国レベルでの検討が始まり本町でも使用済核燃料税検討会を立ち上げ、調査研究を行っている。

二点目のプルサーマルを受け入れた場合のメリットについては、現行制度は、理解促進活動に年間2千万円で5年間の交付がある。更に、新制度として18年度の経済産業省の予算要求では、都道府県に交付されるものの中に立地市町村分を含み年間2億円の交付が5年間、燃料装荷後は年間10億円の交付が5年間実施するよう要求がなされているところである。三点目の中間貯蔵施設について、使用済燃料は、発電所内に一時保管のち、早い時期に搬出することが原則であるが、伊方発電所の管理容量から見ると、2010年までは管理上の問題はな

のところ中間貯蔵の話はない。四点目の核燃料税の配分についてであるが、核燃料税は一般的に燃料を装荷した場合に課税される法定外普通税で原子力立地道県で課税されているものである。

制度創設時の自民党政務調査会で、その税収については所在市町村にも分配することと示唆された経緯があり、重要要望として県に配分を求めているが、県の理解が得られていないのが現状であり、今後も粘り強く配分を要望していく。

(町長)

清家慎太郎議員



入札制度改善について

問 伊方町で現在行われている指名競争入札は、発注者の恣意的な運用がなされる危険性が国のレベルでも指摘されており、前回の一般質問した入札適正化法が制定されている。伊方町においても、土木

工事のみを取り上げても、建

設工事入札参加資格があり、

伊方町に事業所をおく地元企業で、県でA〜Cランクを受けていながら、伊方町では今年度5月以降10月末までに一度も指名されていない会社、つまり1円も落札する機会を与えられない会社が15社中9社、対象の6割ある。これらの会社は、事実上指名停止されていることに等しいといえる。正当な理由も、指名停止措置に必要な手続きもないまま、いつ解除されるかも分からない指名停止を継続することは、公平公正でなければならぬ。公平公正でなければならぬのは、地方公共団体としてはあってはならないことであり、一刻も早い指名選定方法の改善が求められるところであり、このような問題が起こったことを契機として入札方法の改善に取り組むべき必要があると考える。

そこで、①正当な理由なき指名停止を即刻取りやめる意志を持っているか②入札方法を恣意性が入りにくい方法に改善し、等級の公表なり、別の方法の競争入札を行う意志があるか伺いたい。

答 県では、等級ランクを決めているが、伊方町では決めていない。従って町内の土木専門業者は21業者程度と思われ、この内、90%程度は指名及び見積もりに参加いただ

ている。

又、本町の現在の入札方法は指名競争入札を採用し、指名業者の選定は、伊方町指名業者選定審査委員会において公正に選定しており、恣意的な運用は行っていない。

更に現在行っている指名競争入札以外の競争入札への改善については、今後インターネットによる公表の方法の他、資格審査、監督・検査に係る業務執行体制の充実等を図りながら検討していきたいと考えている。

(町長)

梶田和美議員



自動体外式除細動器(AED)の設置について

問 移動が容易で、緊急時に使用可能な自動体外除細動器(AED)を設置してはどうか、また、設置した場合の取り扱いの講習に関して、町として今後どのように取り組む計画があるか伺いたい。

答 救命率を向上させるため

にはAEDによる除細動のみでなく、迅速な通報、迅速な心肺蘇生法、迅速な医療処置が不可欠である。又、除細動の実施は、心臓が停止してから5分以内に行うことが重要であり、有効な活用という視点において、医療機関や、関係者等のご意見を踏まえて協議する必要があり、緊急時に備えての自動体外式除細動器の設置については、今後、救急医療の観点を踏まえ検討していく。講習に関しては、救急の現場に居合わせたとき、誰もが勇気を持って迅速に適切な対応がとれるよう、職員をはじめ地域住民の皆さんを対象に講習の機会を設けるなど、前向きに取り組んでいきたいと考えている。

(町長)

伊方町全域の海岸に漂着しているゴミの焼却について

問 塩化ビニール等、塩素系プラスチックが低温燃焼すると、ダイオキシンが発生して危険であることを町民に周知してほしい。又、分別を希望している地区には、ゴミ袋の提供は出来ないか。分別できた焼却物は、各地区の家庭用ゴミ置き場以外の場所でも収集は可能か伺いたい。

答 海岸に漂着しているゴミ

については、海岸周辺で焼却しているのが現状であり、簡易な焼却炉や野外でのゴミ焼却は、完全燃焼が困難でダイオキシン類の発生を抑えることは出来ず、このダイオキシン類が人に対する影響があることへの認識が低いと考えられる。町民の健康を守るため海岸に漂着しているゴミなどの紙くず、木くず及び海産物以外は、廃棄物の野外での焼却をしないことや、人体に悪影響のあるダイオキシン類について広報紙等を活用して町民に周知したいと考えている。ゴミ袋の提供については漁港漁場協会から提供されているゴミ袋を各地区へ配布しているので、これを活用していただきたい。収集については、大量に発生する場合は家庭ゴミの収集に支障を来すため、最終処分場へ直接搬入していただきたい。

(町長)



夏季は大量のゴミが集まる加周海岸

議 会 日 誌

- | | | | |
|-------|---------------|--------|---------------|
| 11月6日 | 伊方町合併記念式典 | 16～22日 | 第3回定例会 |
| 7～11日 | 決算審査 | 19日 | 議員全員協議会（決算審査） |
| 10日 | 二名津中学校合併調印式 | 1月4日 | 県年賀交歓会 |
| 11日 | 例月現金出納検査 | 8日 | 伊方町壮年会新春交歓会 |
| 14日 | 地方分権改革総決起大会 | 13日 | 県町村議会議長会定例会 |
| 15日 | 人権教育事後研修 | 13日 | 例月現金出納検査 |
| 16日 | 原発議長会事務局長会議 | 18～19日 | 全国原発議会サミット |
| 22日 | 原発議会サミット実行委員会 | 26～27日 | エネルギープラザ |
| 24日 | 町村議会議長全国大会 | 27日 | 定期監査 |
| 12月1日 | 第2回臨時会 | 29日 | ツーリズムシンポジウム |
| 9日 | 議会運営委員会 | 2月2日 | 島根県議会視察来庁 |
| 13日 | 議員全員協議会 | 2日 | 議会だより編集委員会 |
| 14日 | 八西衛生事務組合議会 | | |



全体会

1月18～19日の2日間、神戸国際会議場において、第5回全国原子力発電所立地議会サミットが開催され、21名の議員が参加しました。このサミットは、全国原子力発電所立地市町村議会議長会が設立された平成9年度から隔年で開催されているもので、原子力発電所を立地している市町村の議会議員が一堂に会し、原子

第5回

原発サミット開催

力発電所が抱える課題や、問題点について、意見交換を通して共通理解を深めることを目的としています。会の運営はサミット実行委員会が担当し、今回は西

日本ブロックの当番ということで神戸市での開催となりました。



分科会の様子(第2分科会)

▼分科会テーマ

第1分科会	原子力発電の役割、住民合意
第2分科会	地域共生と地域振興
第3分科会	核燃料サイクルとプルサーマル
第4分科会	原子力施設の安全確保と防災対策

編集後記

春の足音が、日ごとに大きくなってまいりました。町民の皆様におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。議会だより第3号をお届けします。今回も、一般質問関連の記事が多くなりました。ご意見を承ります。ご意見・感想をお寄せください。

当日は、全国から、議員・行政関係者・電力関係者等430名が参加、メインの分科会は四つに分かれて議論を展開し、実りある大会となりました。